



鳥取県公報

令和7年3月28日（金）
第9681号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	知事指定薬物の指定の失効（146）（医療・保険課）・・・・・・・・・・ 2 国民健康保険事業費納付金の算定に必要な数（147）（〃）・・・・・・・・ 2 県統計調査の実施（148）（循環型社会推進課）・・・・・・・・・・ 2 都市計画事業の事業計画の変更の認可（6件）（149～154）（水環境保全課）・・・・ 3 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（藤津地区、浅津地区及び南谷地区）の利用料金の一部改正 （155）（まちづくり課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定（156）（住宅政策課）・・・・・・・・ 8 とっとりバイオフィロンティアの利用料金の一部改正（157）（産業未来創造課）・・・・ 9 土地改良区の定款の変更の認可（2件）（158・159）（農地・水保全課）・・・・ 10 漁船損害等補償法による漁船保険契約の締結における義務加入の同意を求めるための発 起人の届出（160）（水産振興課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 公共測量の実施（2件）（161・162）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 11 公共測量の終了（163）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等の一部改正 （164）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等の一部改正 （165）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 県道の路線の変更（166）（道路企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13 指定居宅サービス事業者の指定（167）（中部総合事務所県民福祉局）・・・・ 14 指定介護予防サービス事業者の指定（168）（〃）・・・・・・・・・・・・ 14 土地改良区の役員の就退任（169）（中部総合事務所農林局）・・・・ 14 指定障害児通所支援事業者の指定（170）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・ 15 指定居宅サービス事業の廃止の届出（171）（〃）・・・・・・・・・・・・ 16 指定介護予防サービス事業の廃止の届出（172）（〃）・・・・・・・・・・・・ 16 生産事業者登録証の記載事項の変更（173）（西部総合事務所日野振興センター）・・・・ 16
◇ 公 告	森林法による開発行為の許可（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

告 示

鳥取県告示第146号

鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	指定年月日	失効年月日
6-知(1)-13	1 S-L S D	令和7年3月7日	令和7年3月15日
6-知(1)-14	M P T、M e t h y l p r o p y l t r y p t a m i n e	〃	〃
6-知(1)-15	P r o t o n i t a z e p y n e、N-P y r r o l i d i n o p r o t o n i t a z e n e	〃	〃

鳥取県告示第147号

鳥取県国民健康保険条例（平成29年鳥取県条例第46号）第9条第1項、第11条、第14条、第15条、第18条、第19条及び第22条の規定に基づき、令和7年度の国民健康保険事業費納付金の算定に必要な数を次のとおり定めたので、同条例第8条の規定により告示する。

令和7年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 医療費指数反映係数 0.8
- 2 一般納付金所得係数 0.8047487882825
- 3 一般納付金被保険者均等割指数 0.7
- 4 後期高齢者支援金等納付金所得係数 0.8070274404660
- 5 後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数 0.7
- 6 介護納付金納付金所得係数 0.8227401498644
- 7 介護納付金納付金被保険者均等割指数 0.7

鳥取県告示第148号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
鳥取県産業廃棄物実態調査
- 2 調査の目的
令和6年度の鳥取県内における産業廃棄物の発生及び処理状況等の実態を把握し、産業廃棄物の適正な処理等の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
県内全域の事業所（農林漁業を除く。）
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 従業員数
 - イ 元請完成工事高・解体工事請負高（建設業）、製造品出荷額（製造業）又は病床数（医療機関）

ウ 廃棄物の種類、契約等ごとに次に掲げる事項

- (ア) 自社中間処理前発生量
- (イ) 委託前自社中間処理方法
- (ウ) 委託中間処理方法
- (エ) 委託最終処分方法

(2) その基準となる期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 報告を求める者

産業分類別に従業員数等により設定した方法により抽出した事業所（農林漁業を除く。）約1,500箇所

6 報告を求めるために用いる方法

調査対象者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県（鳥取市、岩美郡及び八頭郡の調査対象者にあつては、鳥取市）に返送させる方法で行う。

7 報告を求める期間

令和7年4月1日から同年6月30日まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第149号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 施行者の名称

鳥取市

2 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画下水道事業 鳥取市公共下水道

3 事業施行期間

昭和32年9月27日から令和12年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更する部分

良田字口乱城及び面影二丁目の各一部

(2) 使用の部分

追加する部分

鳥取市湖山町西二丁目の一部、湖山町西三丁目の一部、賀露町西一丁目の一部、船木字茶屋ノ前、字植松、字茶屋土居、字本土居、字筒井、字筆始、字下西谷、字東谷口、字青木、字浮谷、字東谷、字中西谷、字東土居、字尺谷及び字寺土居の一部、広岡字出這入、字下畑、字西土居、字新前田、字岡ノ段及び字東土居の一部、紙子谷字東土居、字岩ノ路、字南土居、字中西土居、字南西土居、字前田道ノ下、字中山、字中瀬、字奥ノ谷、字道ノ上及び字前田道ノ上奥の一部、香取字光音寺、字奥ノ谷西側、字下土居、字上土居、字西土居、字前田、字中瀬、字於市谷、字上遊垣及び字下遊垣の一部、祢宜谷字斧谷、字下前田、字遊ヶ谷、字青木、字下青木、字打越、字宮ノ下、字前田、字矢内谷、字矢中川西及び字於市谷の一部

鳥取県告示第150号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
鳥取市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
福部都市計画下水道事業 鳥取市公共下水道
- 3 事業施行期間
平成9年12月5日から令和12年3月31日まで
(変更前 平成9年12月5日から平成24年3月31日まで)
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
追加する部分
鳥取市福部町湯山字太田、坂野屋敷、中所、下森崎、森崎、八ノ尾、稲場、走り出、山土居、天王前、北畠土居、楠越、奥楠越、宮ノ下及び栗田の各一部

鳥取県告示第151号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
鳥取市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
八頭中央都市計画下水道事業 鳥取市公共下水道（河原処理区）
- 3 事業施行期間
平成2年11月30日から令和14年3月31日まで
(変更前 平成2年11月30日から令和5年3月31日まで)
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
追加する部分
鳥取市河原町布袋字東屋敷及び河原町長瀬字町屋敷の各一部

鳥取県告示第152号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称

米子市

2 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道事業 米子市公共下水道

3 事業施行期間

昭和44年4月23日から令和13年3月31日まで

(変更前 昭和44年4月23日から令和7年3月31日まで)

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更する部分

米子市目久美町、大崎字高砂、字高砂中、字中海四及び字栗島境、富益町字米川西六及び字米川西七、蚊屋字上島田及び字中島田、諏訪字下野上並びに兼久字上新田地内の各一部

変更する部分(幹線削除)

米子市安倍字清水尻西及び字船入、彦名町字二番川、字三番川(二)、字薬師下、字四番川及び字澤、両三柳字河崎境、字文平沖通、字山中新川、字高木灘道西、字三保向ノ一、字深池、字深池尻中通外、字忠次郎道西、字治平通左右、字幸助道左右、字新川西、字御免地道西沖、字御免地道東、字代吉郎道西、字三左衛門道左右、字平右衛門道西北及び字平八道、新開一丁目、上福原五丁目、皆生四丁目、皆生五丁目、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目、東福原七丁目、東福原八丁目、西福原七丁目、西福原八丁目並びに西福原九丁目地内の各一部

変更する部分(幹線追加)

米子市安倍字清水尻西及び字清水尻灘、旗ヶ崎二丁目、旗ヶ崎六丁目並びに旗ヶ崎七丁目地内の各一部追加する部分

米子市八幡字砂田、字津ノ森、字市場尻、字松月、字北家内ノ内、字新庄境、字越前、字隠町、字居子、字北居子、字南居子、字都田、字北龍善、字東龍善、字西龍善、字観音堂、字門田、字土井面、字名古屋敷、字北屋敷、字南屋敷、字四反田、字八反田、字東六反田、字西六反田、字上石橋、字西石橋、字北柳ヶ本、字西柳ヶ本、字南柳ヶ本、字中三沢及び字東三沢、諏訪字友久、字西山崎、字梨子ノ木、字土井、字北田、字若宮、字天王、字亀尻、字大石橋、字柿木、字山根、字六田、字三ノ田、字屋敷田、字樋ノ口上、字下樋ノ口、字上中繩手、字宮ノ下、字宮ノ下西、字上出口、字下出口、字上門畑、字下門畑、字東ホツ丘及び字西ホツ丘、上安曇字竹ノ下、字寺ノ前、字平石、字谷ノ前、字宮ノ下南平、字東西ヶ崎、字澤田、字道心畑、字富加田、字堵子塔、字荒神坂、字荒神ノ峯、字下仲ノ谷及び字谷尻り、下安曇字中坪、字前田、字寺ノ前、字土井、字北平屋敷通、字上前田、字北平、字輪之内及び字地まヶ市、別所字前田、字下前田、字北前田、字東前田、字三崎、字稻荷、字大遍、字東葉手場、字西岡成、字上辻堂及び字下大造、榎原字摺古木谷、字北摺古木谷、字南古木谷、字小袋、字小袋川端、字北仲屋敷、字南仲屋敷、字藤井、字メグリ谷、字兼次、字川端、字寛久東、字山廻、字後谷、字才ノ木、字石橋下、字前田上、字桐ノ下、字長近、字土井、字平、字奈良屋、字ハケノ前東長近、字北祐時、字北一町田、字鋤ノ前、字落合河原、字引掛、字九日市、字雲長寺、字塚田及び字安国寺、大袋字寺前上河原、字寺ノ前下河原、字山根内海道、字内海道中屋敷、字榎山、字岩権現、字寺山通及び字辯財天、石井字中村、字畑ヶ田、字寺前、字寺山、字下阪山、字陣馬ドフドフ、字砂口、字市場、字高城、字上高城、字堀越谷、字上阪谷、字上阪谷奥、字宗正寺沖、字上宗正寺沖、字宗正寺屋敷、字下宗正寺、字河屋山及び字河屋畑、奥谷字彌三ヶ谷、字彌三ヶ谷山、字綿打山、字市場、字家ノ前、字正源寺、字前田、字正源寺北、字薬師ノ上、字頼、字越、字竹林寺、字栢ヶ前、字客、字客谷、字代官田及び字羽森、橋本字徳道、字徳道西、字徳道堤ノ上、字徳道堤ノ下、字金山、字ハケノ、字添原、字洗場、字蓮花、字アヨリ、字横屋、字鯨縄手、字神主免、字西立人、字前田、字切戸、字南神主免、字風呂屋脇、字三反田、字石橋六、字八幡前、字東南、字東屋敷及び字西屋敷、奈喜良字宮ノ前、字宮ノ前上、字澤加半、字澤加半北、字澤加半東、字

澤加半西、字山崎、字北平下、字岩屋、字岩屋南、字藪下、字藪ノ下、字堂前、字堂前道下、字小田、字内海通、字壺町田、字法溜橋及び字三崎田、吉谷字亀尾、字亀尾ノ上、字若杉、字若杉山、字若杉中、字若杉屋敷、字鶴毛奈山、字坂根西、字山ノ神谷山、字いり畑、字千本、字上ノ原南、字畑田、字鼠ノ尾、字ハダ場、字中馬場屋敷、字銭神、字荒田谷、字草谷、字屋奈ヶ塔、字奈メラ谷、字立石、字梶バチ及び字トコ、古市字草木、字ウジキ橋、字下り松、字下り松西、字坂前、字坂ノ前北、字坂ノ前道ノ上、字カハラケ田、字ドウ堀、字友長、字河田、字大田、字五反田、字山畑、字後畑、字竹定及び字頭無、新山字西神田、字豆腐屋、字清水、字掛ノ前、字加登田、字山ノ下、字藪ノ下、字小丸山、字神田、字八反畑、字兼廣、字山畑ヶ、字山田、字谷ノ上南、字谷口、字カイ原、字頭無、字澤田及び字アンセンノ前、今在家字鹿間、字鹿間ノ上、字淵下り、字島田、字的場、字松ヶ前、字八反田、字片ノ淵、字個、字井ノ上、字南、字上坪、字竹ノ下、字屋敷、字安木田及び字谷田、二本木字七郎兵衛開ノ壺、字七郎兵衛開ノ式、字高木、字的場、字河久保、字長田、字海川、字海川出口、字心斎坪ノ壺、字土器田中島、字土器田ノ式、字土井ノ上壺、字土井ノ上式、字藪之上、字藪之後、字大畑ヶ、字茶畑ヶ、字岩屋畑、字上ノ代、字江田、字草田西、字クソ田、字有田樋、字門田、字上川久保、字反田及び字堂殿、流通町並びに赤井手字中天神免、字東天神免及び字西天神免地内の各一部

削除する部分

米子市大崎字荒神前、字荒神後、字荒神川、字荒神川北、字荒神川北喜右衛門堀、字荒神川北往来東、字荒神川北中ノ砂、字荒神川東、字荒神川西、字大繩川大森前、字大繩川道北、字大繩川南往来西、字大繩川南中道西、字善吉後往来西、字善吉後用水中道西、字善吉後用水川中道西、字善吉後用水川北中道西、字高砂道端、字高砂下往来東、字高砂下富益境、字西大澤、字南大澤、字大澤堂ノ中、字大澤堂ノ東、字大澤大山角、字大澤内往来南、字六ッ割北往来東、字六ッ割北往来西、字六ッ割北中道西、字六ッ割北富益境、字六ッ割南中道西、字六ッ割南往来西、字下大崎北、字下大崎東、字往来東、字往来西栗島境、字往来西大澤川久平衛堀、字往来西善吉堀、字作兵衛川北葭津境、字作兵衛川北往来西、字作兵衛川北紋兵衛堀、字作兵衛川南中砂、字作兵衛川南中砂東、字作兵衛川南葭津境、字作兵衛川南大アザ、字小山、字小山後、字小山東、字北小山、字大沢川北久兵衛堀、字大沢川南兵衛堀、字東松中富益境、字高松下富益境、字政右衛門東、字利右衛門東、字和田道、字中之砂、字大場、字中道西善吉堀、字大森下、字北八堀、字市郎兵衛、字横山、字平六後、字富益境次郎右衛門堀、字三拾間割、字境中道西、字高見及び字流三川跡、葭津字二子山、字西二子山、字四反場、字八反場、字壺里塚、字壺里塚沖、字新川灘、字後灘、字中川灘、字山下灘、字貫地田、字下口、字鷺塚、字山下、字志呂、字浜道、字豊岡、字下前、字大山、字荒神前、字北跡落、字柳田、字境目、字跡落、字五丁開一、字外堀前、字狸山、字薬研山、字石畑、字北谷、字五丁開二、字四拾間割及び字孤山、富益町字米川西八、字米川西九、字米川西十及び字米川西十一、夜見町字新開、字新開一、字新開二、字新開三、字砂浜、字砂浜一、字砂浜二、字大水落、字大水落一、字大水落二、字大水落三、字古屋敷、字古屋敷一、字国道西、字旧道西及び字山中並びに大篠津町字中原ノ二、字中原ノ三、字西水溜、字南水溜、字水道東、字美保及び字浪寄

鳥取県告示第153号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
米子市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
淀江都市計画下水道事業 米子市公共下水道
- 3 事業施行期間
平成6年9月20日から令和13年3月31日まで

(変更前 平成6年9月20日から令和7年3月31日まで)

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

追加する部分

米子市淀江町稲吉字落合、字四反田、字圓通寺、字上村屋敷、字村下屋敷、字後屋敷、字松之前、字西河原、字後田、字江原、字谷田、字葛原及び字向田、淀江町高井谷字泉川、字宮ノ前、字村屋敷及び字道ノ上、淀江町中西尾字塚田、字西藪越、字東藪越、字村屋敷、字左原、字山左原、字坪井谷、字上野原及び字天王、淀江町西尾原字下大塚、字宝ヶ瀬、字上宝ヶ瀬、字山宝ヶ瀬、字村屋敷、字上村屋敷及び字馬尾坂、淀江町富繁字村上屋敷、字村下屋敷、字蝸牛、字井手狭、字塚田、字下場、字西前、字ホリ越及び字山ノ上、淀江町福井字村上屋敷、字村下屋敷、字橋本、字池端及び字狐平、淀江町福頼字山崎、字平ノ前、字谷口、字涼ミ木、字村屋敷及び字姥ヶ谷、淀江町平岡字東宝ヶ瀬、字荒神谷、字西ノ谷、字土井ノ内、字東小原、字西小原、字五和出及び字三角屋敷、淀江町西原字山根、字山崎、字中縄手及び字上五反田並びに淀江町福岡字村屋敷、字中屋敷、字東屋敷、字西屋敷、字持井手、字市ノ坪、字五反田、字谷ノ上、字金ヶ坪、字北尾尻、字宮迫及び字蜘蛛地内の各一部

鳥取県告示第154号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 施行者の名称

倉吉市

2 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画下水道事業 倉吉市公共下水道

3 事業施行期間

昭和52年3月1日から令和11年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

追加する部分

倉吉市海田東町字坂根平、葵町及び湊町、巖城字下前屋敷、大谷字向野、上余戸字大谷口、福光字今倉田、字屋敷及び字城ノ前、中河原字道久橋及び字竹ヶ鼻、上古川字松ノ木、福山字宮ノ前通、小鴨字宮ノ後、関金町松河原字若林並びに関金町山口字前田の各一部

鳥取県告示第155号

令和6年鳥取県告示第171号（鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（藤津地区、浅津地区及び南谷地区）の利用料金について）により告示した利用料金の一部を改正することについて、鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）第15条第2項の規定に基づき令和7年3月17日承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

1 利用料金

(1) 施設利用料

区分		単位	金額	
略				
屋根のある多目的広場	営利を目的としない場合	一般人	全面1時間につき	2,160円
			2分の1面1時間につき	1,080円
			3分の1面1時間につき	720円
		学生等	全面1時間につき	1,620円
			2分の1面1時間につき	810円
			3分の1面1時間につき	540円
	入場料等を徴収するとき。	一般人	全面1時間につき	4,320円
		学生等	全面1時間につき	3,240円
	略			

(2)～(4) 略

2 略

1 利用料金

(1) 施設利用料

区分		単位	金額	
略				
屋根のある多目的広場	営利を目的としない場合	一般人	全面1時間につき	2,160円
			2分の1面1時間につき	1,080円
			3分の1面1時間につき	720円
		学生等	全面1時間につき	1,620円
			2分の1面1時間につき	810円
			3分の1面1時間につき	540円
	略			

(2)～(4) 略

2 略

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

鳥取県告示第156号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称及び住所	支援業務を行う事務所の所在地
特定非営利活動法人山陰福祉の会 米子市上福原317-1	米子市上福原317-1

鳥取県告示第157号

令和6年鳥取県告示第174号（とっとりバイオフロンティアの利用料金について）により告示した利用料金の一部を変更することについて、とっとりバイオフロンティアの設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第46号）第13条第2項の規定に基づき令和7年3月14日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

令和7年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1・2 略 別記1 1 一般機器 クリーンベンチ 安全キャビネット オートクレーブ 倒立型蛍光顕微鏡 オールインワン顕微鏡 スーパーエレクトロポレーター 遺伝子導入装置 大型遠心分離機 小型冷却遠心機 ゲル撮影装置 微量サンプル計測設備 PCRマシン 蛍光実体顕微鏡 実体顕微鏡 生物顕微鏡（ティーチングヘッド付き） 実験用器具自動洗浄機 サイドオープンL型ドラフトチャンバー サイドオープンR型ドラフトチャンバー 2 専門機器 共焦点顕微鏡 共焦点顕微鏡（解析専用） 染色体解析専用顕微鏡 染色体解析専用顕微鏡（解析専用） セルアナライザ インキュベータ顕微鏡 タイムラプス発光細胞解析機（発行ライブセルイ	1・2 略 別記1 1 一般機器 クリーンベンチ 安全キャビネット オートクレーブ 倒立型蛍光顕微鏡 オールインワン顕微鏡 スーパーエレクトロポレーター 遺伝子導入装置 大型遠心分離機 小型冷却遠心機 ゲル撮影装置 微量サンプル計測設備 PCRマシン 蛍光実体顕微鏡 実体顕微鏡 生物顕微鏡（ティーチングヘッド付き） <u>分光光度計</u> 実験用器具自動洗浄機 サイドオープンL型ドラフトチャンバー サイドオープンR型ドラフトチャンバー 2 専門機器 共焦点顕微鏡 共焦点顕微鏡（解析専用） 染色体解析専用顕微鏡 染色体解析専用顕微鏡（解析専用） セルアナライザ インキュベータ顕微鏡 タイムラプス発光細胞解析機（発行ライブセルイ

メーキングシステム) タイムラプス発光細胞解析機 (培養細胞リアルタイム発光計測装置) リアルタイムPCR 超遠心分離機 プレートリーダーEnSight 化学発光検出機 多検体サンプル粉砕器 超音波サンプル粉砕器 (ホモジナイザー) 超音波サンプル粉砕器 (細胞破碎装置) バイオサンプル粉砕装置 密閉式自動固定包埋装置 パラフィン包埋ブロック作製装置 ミクロトーム パラフィン伸展器 血液生化学分析機 マイクロダイセクション 小型動物麻酔器 <u>高機能クリオスタット</u> 別記2～別記4 略	メーキングシステム) タイムラプス発光細胞解析機 (培養細胞リアルタイム発光計測装置) リアルタイムPCR 超遠心分離機 <u>遺伝子抽出装置</u> プレートリーダーEnSight 化学発光検出機 多検体サンプル粉砕器 超音波サンプル粉砕器 (ホモジナイザー) 超音波サンプル粉砕器 (細胞破碎装置) バイオサンプル粉砕装置 密閉式自動固定包埋装置 パラフィン包埋ブロック作製装置 ミクロトーム パラフィン伸展器 <u>全自動万能型回転ミクロトーム (樹脂包埋標本に対応するもの)</u> <u>感染防止対策用クリオスタット</u> 血液生化学分析機 マイクロダイセクション <u>高感度冷却CCDカメラ</u> 小型動物麻酔器 <u>動物組織固定装置</u> <u>プログラムフリーザー</u> 別記2～別記4 略
---	--

附 則

この告示は、令和7年3月28日から施行し、同月24日から適用する。

鳥取県告示第158号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定に基づき、米子市石州府土地改良区の定款の変更を令和7年3月14日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第159号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定に基づき、稲光井手土地改良区の定款の変更を令和7年3月14日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第160号

漁船損害等補償法施行令 (昭和27年政令第68号) 第5条第1項の規定に基づき、漁船損害等補償法 (昭和27年

法律第28号) 第112条第1項の規定による同意を求めることについての届出があったので、同令第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

届 出 事 項			指定漁船調書の縦覧	
発起人の住所及び氏名	加入区の名 称	漁船損害等補償法第113条第1項の申出の相手方となる漁業協同組合の名称	場 所	期 間
西伯郡大山町御来屋28-1 敦賀 亀義 西伯郡大山町御来屋92-11 灘本 雄一	大山加入区	鳥取県漁業協同組合	西伯郡大山町御来屋1101 鳥取県漁業協同組合御来屋支所	令和7年3月28日から同年4月11日まで
米子市淀江町淀江714 田中 洋二 米子市淀江町西原240-3 田口 洋介	淀江加入区	〃	米子市淀江町淀江992-11 鳥取県漁業協同組合淀江支所	〃

鳥取県告示第161号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県中部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和7年3月14日から同年12月10日まで
- 3 作業地域 倉吉市上福田

鳥取県告示第162号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和7年3月20日から令和8年1月5日まで
- 3 作業地域 日野郡日南町湯河

鳥取県告示第163号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（砂防基盤図作成）
- 2 作業地域 鳥取県全域（境港市及び西伯郡日吉津村を除く。）
- 3 終了年月日 令和7年3月14日

鳥取県告示第164号

平成24年鳥取県告示第221号（建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

同日前に鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）第19条の規定による調達公告を行った建設工事で、その執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なお従前の例による。

令和7年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>令和6年鳥取県告示第593号（建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）</u>に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する建設工事の種別（以下「発注工種」という。）に係るもの（当該発注工種が格付工種（発注工種のうち格付を行うものをいう。）である場合にあっては、調達公告で指定する格付の等級に係るものに限る。）を有すること。</p> <p>(4)～(11) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 入札の手続その他の発注工事に関する情報は、次に定めるところにより提供する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 発注工事に関する図書は、調達公告の日から入札の日までの間の各日、<u>入札情報HPに掲載し、又は当該各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、調達公告で定める場所に備え置いて閲覧に供する。</u></p> <p>(4) 略</p>	<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>令和4年鳥取県告示第189号（建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）及び令和5年鳥取県告示第504号（建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）</u>に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する建設工事の種別（以下「発注工種」という。）に係るもの（当該発注工種が格付工種（発注工種のうち格付を行うものをいう。）である場合にあっては、調達公告で指定する格付の等級に係るものに限る。）を有すること。</p> <p>(4)～(11) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 入札の手続その他の発注工事に関する情報は、次に定めるところにより提供する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 発注工事に関する図書は、調達公告の日から入札の日までの間の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、調達公告で定める場所に備え置いて閲覧に供する。</p> <p>(4) 略</p>

鳥取県告示第165号

平成24年鳥取県告示第223号（測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

同日前に鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）第19条の規定による調達公告を行った測量等業務で、その執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なお従前の例による。

令和7年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>令和6年鳥取県告示第594号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）</u>に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する業務の種別（以下「発注業種」という。）に係るものを有すること。</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 入札の手続その他の発注業務に関する情報は、次に定めるところにより提供する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 入札参加書類及び低価格配置技術者調書の様式は、調達公告の日から入札参加書類の提出期間の末日までの間の各日に、入札情報HPに<u>掲載し、又は当該各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、</u>調達公告で定める場所で希望者に交付する。</p> <p>(3) 発注業務に関する図書は、調達公告の日から入札の日までの間の各日に、<u>入札情報HPに掲載し、又は当該各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、</u>調達公告で定める場所に備え置いて閲覧に供する。</p> <p>(4) 略</p>	<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>令和4年鳥取県告示第513号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）</u>に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する業務の種別（以下「発注業種」という。）に係るものを有すること。</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 入札の手続その他の発注業務に関する情報は、次に定めるところにより提供する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 入札参加書類及び低価格配置技術者調書の様式は、調達公告の日から入札参加書類の提出期間の末日までの間の各日に、入札情報HPに<u>掲載するとともに、当該各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、</u>調達公告で定める場所で希望者に交付する。</p> <p>(3) 発注業務に関する図書は、調達公告の日から入札の日までの間の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、調達公告で定める場所に備え置いて閲覧に供する。</p> <p>(4) 略</p>

鳥取県告示第166号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次の県道の路線を変更する。

その関係図面は、令和7年3月28日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

整理番号	新旧 の別	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地

186	旧	岩美停車場河崎線	岩美停車場	岩美郡岩美町大字新井	
	新	岩美停車場新井線	岩美停車場	岩美郡岩美町大字新井	
256	旧	陸上岩井線	岩美郡岩美町大字陸上	岩美郡岩美町大字岩井	
	新	浦富岩井線	岩美郡岩美町大字浦富	岩美郡岩美町大字岩井	
325	旧	岩美インター線	岩美郡岩美町大字岩本	岩美郡岩美町大字浦富	
	新	網代港岩美インター線	網代港	岩美郡岩美町大字浦富	

鳥取県告示第167号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月28日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人 中部福祉会	地域密着型特別養護老人 ホームはわいあずま園	東伯郡湯梨浜町大字 長江310-88	令和7年4月1日	短期入所生活介護

鳥取県告示第168号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月28日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人 中部福祉会	地域密着型特別養護老人 ホームはわいあずま園	東伯郡湯梨浜町大字 長江310-88	令和7年4月1日	介護予防短期入所 生活介護

鳥取県告示第169号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり大倉土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和7年3月28日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の氏名及び住所

理 事	田 中 朝 久	東伯郡北栄町原1113
〃	石 川 博 巳	倉吉市尾原307
〃	安 田 知 章	東伯郡北栄町大島754
〃	田 中 一 弘	東伯郡北栄町西穂波147
〃	福 光 孝 行	東伯郡北栄町大島753
〃	石 田 博 章	倉吉市別所310

- ” 松 中 龍 二 東伯郡北栄町瀬戸35-2
 - ” 三 好 義 則 倉吉市別所495
 - ” 山 崎 信 夫 東伯郡北栄町亀谷373-9
 - ” 有 山 次 郎 東伯郡北栄町穂波289
 - ” 伊 藤 孝 博 倉吉市津原710
 - ” 井 上 孝 博 倉吉市鋤271
 - ” 明 里 千 洋 倉吉市谷177
 - ” 名 和 修 倉吉市穴沢65
 - ” 山 本 勝 也 東伯郡北栄町亀谷591-1
 - 監 事 美 田 克 彦 倉吉市津原669-1
 - ” 遠 藤 仁 東伯郡北栄町亀谷236-1
 - ” 宮 地 弘 法 東伯郡北栄町穂波297
 - ” 前 田 誠 二 東伯郡北栄町六尾418
- 令和7年3月31日退任

就任した役員の住所及び氏名

- 理 事 福 光 孝 行 東伯郡北栄町大島753
 - ” 安 田 知 章 東伯郡北栄町大島754
 - ” 石 田 博 章 倉吉市別所310
 - ” 宮 地 弘 法 東伯郡北栄町穂波297
 - ” 松 中 龍 二 東伯郡北栄町瀬戸35-2
 - ” 三 好 義 則 倉吉市別所495
 - ” 山 崎 信 夫 東伯郡北栄町亀谷373-9
 - ” 石 川 節 夫 倉吉市尾原260
 - ” 中 村 忠 志 東伯郡北栄町亀谷598-1
 - ” 西 村 英 二 東伯郡北栄町西穂波152
 - ” 伊 藤 孝 博 倉吉市津原710
 - ” 松 村 雅 弘 東伯郡北栄町原1115
 - ” 明 里 千 洋 倉吉市谷177
 - ” 名 和 修 倉吉市穴沢65
 - ” 田 中 規 靖 倉吉市鋤125
 - 監 事 遠 藤 仁 東伯郡北栄町亀谷236-1
 - ” 吉 田 讓 倉吉市別所248
 - ” 前 田 誠 二 東伯郡北栄町六尾418
 - ” 松 本 昭 夫 東伯郡北栄町穂波279
- 令和7年4月1日就任 任期4年

鳥取県告示第170号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月28日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日

株式会社カプレア	西伯郡伯耆町小野247	アイビー米子教室	米子市上福原二丁目17-5	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和7年4月1日
株式会社FAM	境港市渡町2963-1	A f t e r s c h o o l f a m大篠津	米子市大篠津町3032-1	放課後等デイサービス	〃

鳥取県告示第171号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月28日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社ノーブルライフ	デイサービス 睦月	米子市淀江町佐陀1282-1	令和7年1月27日	令和7年3月31日	通所介護
〃	デイサービス 如月	米子市淀江町佐陀2087	〃	〃	〃
株式会社エスマイル	紀の川薬局	米子市上福原五丁目12-63	令和7年2月25日	〃	居宅療養管理指導
医療法人養和会	デイサービスセンター仁風荘	米子市上後藤三丁目5-1	令和7年2月27日	〃	通所介護
日本調剤株式会社	恵仁会薬局	米子市加茂町二丁目219	令和7年3月11日	〃	居宅療養管理指導

鳥取県告示第172号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月28日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社エスマイル	紀の川薬局	米子市上福原五丁目12-63	令和7年2月25日	令和7年3月31日	介護予防居宅療養管理指導
日本調剤株式会社	恵仁会薬局	米子市加茂町二丁目219	令和7年3月11日	〃	〃

鳥取県告示第173号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり生産事業者の登録証の記載事項に変更があった旨の届出があったので、同法第16条第2項の規定により告示する。

令和7年3月28日

鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長 吉 岡 佐 知 子

登録番号	生産事業者の氏名	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
------	----------	------	-----	-----	-------

169	日南町森林組合 代表理事組合長 木村 実次	氏名	平田 広志	木村 実次	令和6年6月7日
-----	-----------------------------	----	-------	-------	----------

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

令和7年3月28日

鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長 吉 岡 佐 知 子

開発者の氏名 又は名称及び 代表者の氏名	開発者の 住所又は 主たる事 務所の所 在地	開発行為 を行う土 地の所在 地	開発行為 の目的	土地の面積			開発行為の 工期	開発行為 の許可年 月日
				開発事業 区域の土 地の面積	開発行為 をしよう とする森 林の土地 の面積	開発行為 に係る森 林の土地 の面積		
株式会社AO 代表取締役 赤松 敬四郎 代表取締役 大柄 司	日野郡日 南町矢戸 1206-5	日野郡日 南町下石 見字原田 1991外45 筆	建設発生 土の受入 地の造成	24.0621ヘ クタール	16.4322 ヘクタール	3.1956ヘ クタール	令和7年3 月12日から 令和17年3 月11日まで	令和7年 3月12日